

埼玉県立図書館資料複製データメール送信サービス利用規約

令和7年7月25日 施行

本利用規約（以下「本規約」と言います。）は、埼玉県立図書館（以下「図書館」と言います。）の資料複製データメール送信サービス（以下「本サービス」と言います。）の利用条件を定めるものです。本サービスの利用に際しては、本規約の全文をお読みいただいたうえで、本規約に同意していただく必要があります。

本規約の内容は、必要に応じて、事前の予告なしに変更することがありますので、必ず最新の内容を確認してください。

（利用登録）

第1条 本サービスの対象者（以下「利用者」と言います。）は、図書館で利用登録を行い、「図書館カード」の交付を受けたものとします。

（登録事項の変更）

第2条 利用者は、利用登録時に登録した情報に変更が生じた場合、速やかに図書館に届け出るものとします。

（サービスの内容）

第3条 本サービスの内容は、利用者の求めに応じ、図書館資料を用いて、著作物の一部分（政令で定める場合には全部）を複製し、メール等で送信するものとします。

（利用目的）

第4条 本サービスは、利用者が図書館から受け取るデータを調査研究の目的に使用する場合に限り利用できます。

（申込制限）

第5条 1回の申込みは、資料10点以内かつPDFファイル合計50ページ以内とします。

（申込手続）

第6条 利用者は、必要事項を記載した資料複製申込書を、資料を所蔵する図書館にメールで送信するか、電子申請・届出サービスの所定の様式に記入することで申し込むこととします。

（料金の支払い）

第7条 利用者は、本サービスの料金の提示を受けた後、図書館の指定する方法で料金を支払うこととします。お支払い後のキャンセルはできません。また、料金提示後1週間経過しても料金が支払われない場合、申込みをキャンセルとします。

（不正防止措置）

第8条 図書館は、利用者によるデータの不正拡散を防止、又は抑制するため、送信用データ（PDF形式）の全ページのヘッダー部分に利用者の図書館カードの利用者番号を、フッター部分にデータ作成日と作成館名を挿入します。

（遵守事項）

第9条 本サービスの利用者は、以下の事項を遵守するものとします。

- 一 本サービスを自分の名前で第三者に利用させないこと
- 二 本サービスで入手したデータを権利者の許諾なく、第三者に送信し、又は転載しないこと

（利用の制限）

第10条 図書館は、データの不正拡散を防止、又は抑制するため、前条の事項を遵守しなかった利用者に対し、利用禁止の措置を行うことができます。

（補償金の返還・追徴処理）

第11条 徴収した補償金額に誤りがあり、指定管理団体の指摘等を受けた場合には、図書館は指定管理団体との協議のうえ、指定管理団体及び図書館間、図書館及び利用者間において、返還・追徴処理を行うことができます。

(免責事項)

第 1 2 条 図書館は、本サービスに起因して利用者又は権利者に生じたあらゆる損害について、図書館の故意又は重過失による場合を除き、一切の責任を負いません。

(利用者情報の取扱い)

第 1 3 条 図書館は、本サービスの利用によって取得する個人情報については、「個人情報の保護に関する法律施行条例」に従い適切に取り扱うものとします。

附 則

この規約は、令和 7 年 7 月 2 5 日から施行する。